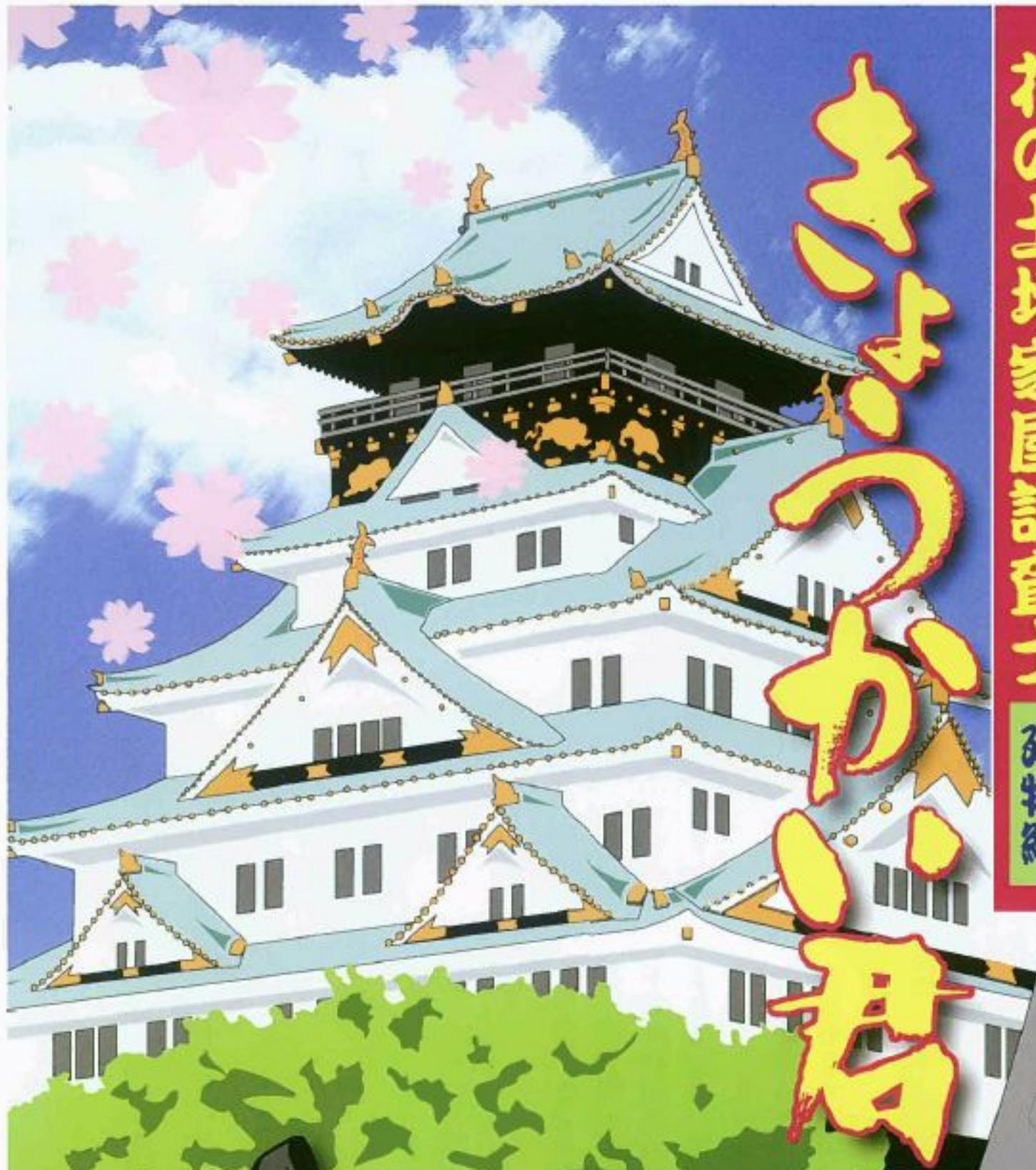


花の土地家屋調査士

建物編

# まよがし君



日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会

失礼致しました。  
 登記所とは一般的な  
 呼び名で、法務局が  
 不動産(土地とか建物)の  
 帳簿と図面を備え、物理的  
 状況(土地では地番・地目・  
 地積、建物では家屋番号・  
 種類・構造・床面積など)  
 と、権利関係等を  
 公示して財産を  
 守る所でございます。



三太夫!!  
 その書類は  
 お主が作るのか?



めっそうも  
 ごさいますね!  
 私には出来ません  
 ので、他に任せるなら  
**土地家屋調査士**  
 やって頂くしか  
 ありません。



そうか、では  
 早速、お城を建てる  
 ために土地の測量を  
 行つてくれた、  
 きょうかい君に  
 頼もう!!



はたはた...



どおおおん!!!



殿、とうとう  
 お城が完成しましたな。

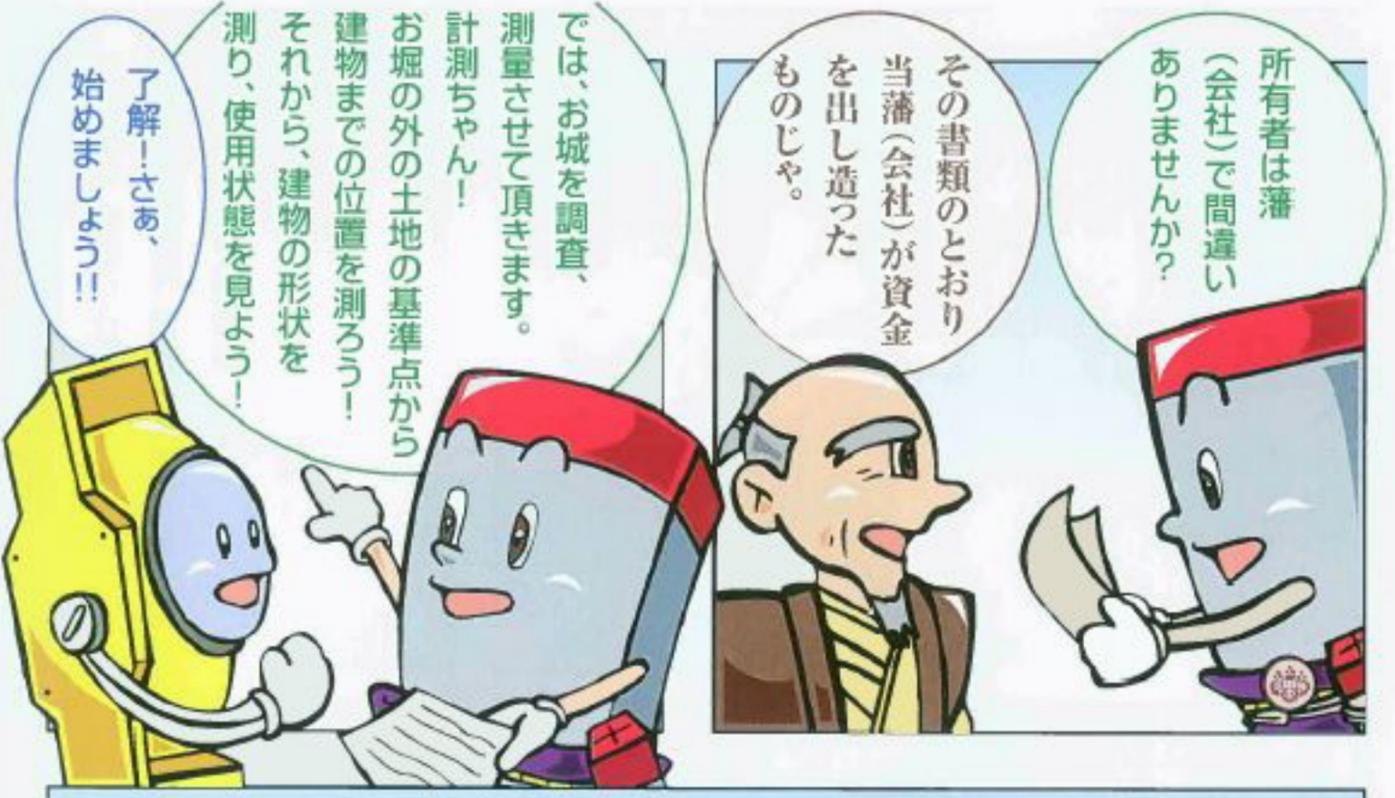


苦節三年、  
 誠に良い城が  
 出来た。

そうですね、全く。  
 ところで殿、このお城は  
 不動産登記法の定め  
 より登記所に登記しな  
 くてはなりません。  
 それを怠るとお咎めが  
 あるそうで...

なんじゃ  
 その登記所とは?



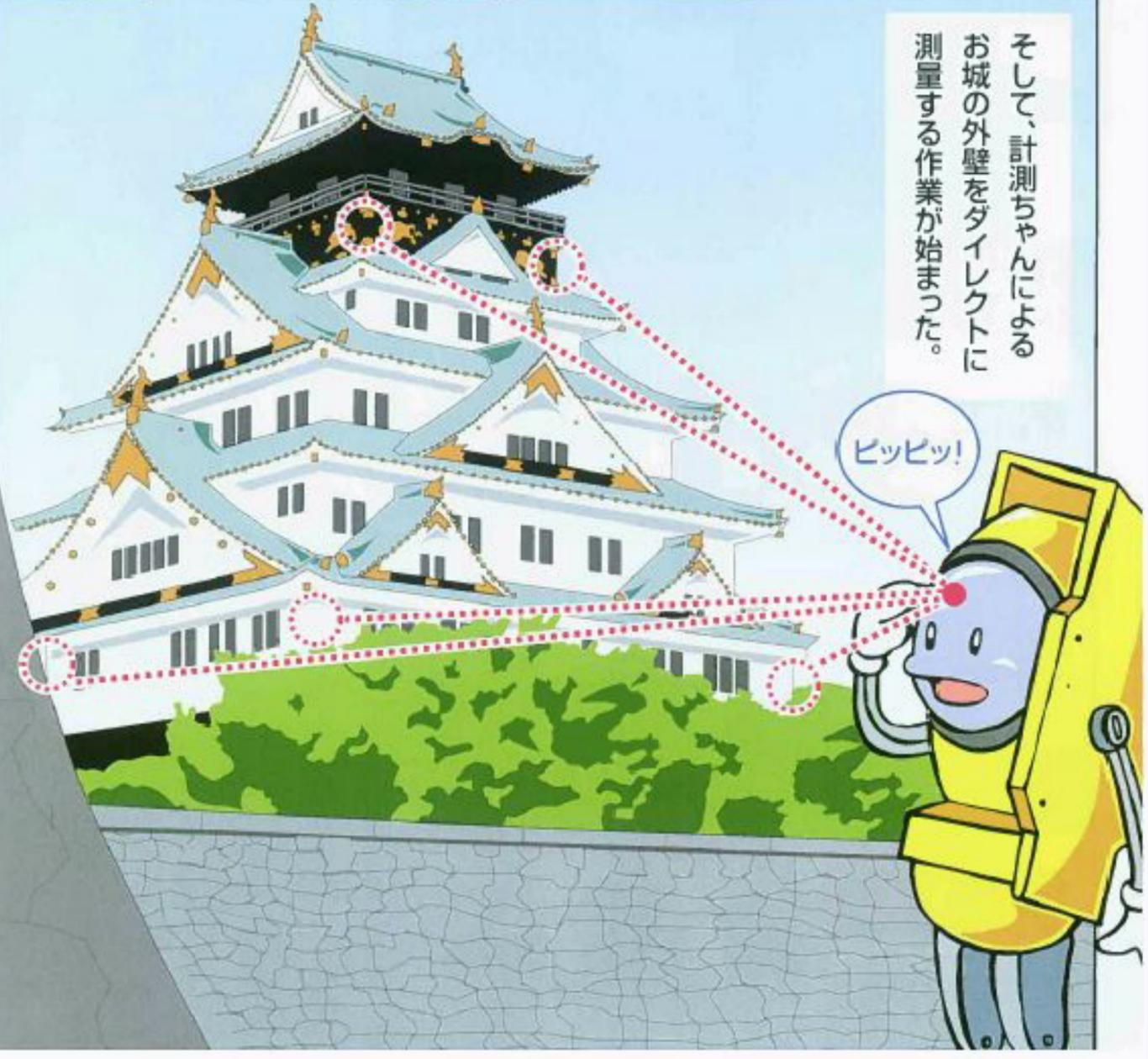


了解ーじゃあ、  
始めましょう!!

では、お城を調査、  
測量させて頂きます。  
計測ちゃん!  
お堀の外の土地の基準点から  
建物までの位置を測ろう!  
それから、建物の形状を  
測り、使用状態を見よう!

その書類のとおり  
当藩(会社)が資金  
を出し造った  
ものじゃ。

所有者は藩  
(会社)で間違い  
ありませんか?



そして、計測ちゃんによる  
お城の外壁をダイレクトに  
測量する作業が始まった。

ピッピッ!



立派な  
お城が  
出来ましたね。



お久しぶりで  
ござる。先日、申さ  
れた書類は、全部  
整えておきました。  
これ八兵衛!

ハッハー!!  
こちらでございます。

ありがとうございます。  
ごきげんます。



ここに来る前に法務局で  
色々調査してき  
ました。古い  
お城の取り壊しの  
登記は済んでいたのですが、  
一部土地の地目変更の登記が  
まだなので、建物の登記と  
一緒に行われたらどう  
ですか?

そうでございますか  
では一緒に  
お願い  
申す。



# こんなとき!

とちかおくちょうさし

## 土地家屋調査士の出番です!!

### 新築したとき

建物を新築したときや、建売住宅を  
購入したとき。(建物表示登記)



### 増築したとき

建物を増築したときや、車庫などの  
附属建物を新築したとき。  
(建物表示変更登記)



### 宅地に変更したとき

登記簿の地目を宅地に変更します。  
(地目変更登記)



### 建て替えをしたとき

古い建物を取り壊して、  
新しく建物を建築したとき。  
(建物滅失登記→建物表示登記)

